

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成23年
7月5日
(火曜日)

目次

○告示	特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の指定(環境政策課).....	一
	土地改良事業施行の認可(農村整備課).....	一
	解除予定保安林(光市)(森林整備課).....	一
	急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課).....	二
○公告	大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....	二
	土地改良区役員の届出(農村整備課).....	二
○人委公告	平成二十三年度山口県職員採用短大卒業程度試験及び職員採用高校卒業程度試験の実施.....	三
	平成二十三年度山口県警察官(男性)採用(A)試験(第二回)の実施.....	六
	平成二十三年度山口県警察官(男性)採用(B)試験の実施.....	八
	平成二十三年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第二回)の実施.....	一
	平成二十三年度山口県警察官(女性)採用(B)試験の実施.....	三

山口県告示第二百七十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。



平成二十三年七月五日

山口県知事 二井 関成

- 一 形質変更時要届出区域
光市大字光井字武田四七二〇の一部
- 二 特定有害物質の種類
水銀及びその化合物

山口県告示第二百七十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成二十三年七月五日

山口県知事 二井 関成

- | | | | |
|----------|--------|--------|-----------|
| 土地改良区の名称 | 施行地区 | 事業の種類 | 認可年月日 |
| 秋穂土地改良区 | 領分上池地区 | ため池の整備 | 平成二三、六、二七 |

山口県告示第二百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十三年七月五日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除予定保安林の所在場所
光市虹ヶ浜三丁目五の一・六の三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び光市経済部水産林業課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百七十九号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和五十六年山口県告示第三百七十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月五日

山口県知事 二井 関 成

南桑地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。
二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
岩 国 市	美 川 町 南 桑	才 の 岡	三五四二の一	一号
"	"	柏 川	二五四七の一	二号
"	"	柏 川 せ だ	二五三七の一	三号
"	"	"	二五三二	四号
"	"	"	二五三二	五号
"	"	"	二五二〇の一	六号
"	"	"	三五一七の一	七号
"	"	柏 川	二四九九の一	八号
"	"	柏 川 せ だ	二四九九	九号
"	"	柏 川 せ だ	二四四三の一	十号
"	"	柏 川	二四四三の一	十一号
"	"	柏 川 せ だ	二四七六の一	十二号
"	"	"	二四七六の一	十三号
"	"	柏 川	二四三三の一	十四号
"	"	"	二五〇の一	十五号
"	"	"	二五二一	十六号
"	"	才 の 岡	三五四二の一	十七号



(二〇一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十三年二月二十二日山口県公告（四三）に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年七月五日から同年八月五日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済産業部商工振興課及び山口市小郡総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年七月五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 A I S T A 新 山 口

所在地 山口市小郡下郷一三五七の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二〇二) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成二十三年七月五日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏 名	住 所
防府市佐野堰土地改良区	理 事	高橋 弘明	防府市大字西浦三三五六
"	"	今井 等	"
"	"	高橋 章	"
"	"	田村 公助	"

"	"	今井 等	二三八一
"	"	高橋 章	二九一一の一
"	"	田村 公助	二七九〇の一

区	防府市佐野堰土地改良	土地改良区の名称	防府市佐野堰土地改良	退任した役員
理事の別	理事	理事の別	理事	
氏名	高橋 弘明	氏名	山田 知穂	
住所	防府市大字西浦三三五六	住所	大字佐野一三三三の四	
氏名	徳光 卓二	氏名	菅 洋一	
住所	二七四六	住所	一二五一の一	
氏名	中村 進	氏名	西村 健一	
住所	九一二の二	住所	一九四一	
氏名	西村 恒夫	氏名	小川 正良	
住所	三三一八	住所	大字台道四二四六	
氏名	山下 知穂	氏名	松岡匡太郎	
住所	大字佐野一三三三の四	住所	四〇六九	
氏名	原田 三男	氏名	岡本 拓実	
住所	一七五二	住所	七五三五の一	
氏名	能野 昭憲	氏名	藤田 宣昭	
住所	一九一七	住所	山口市秋穂東七六八の四一	
氏名	松岡匡太郎	氏名	町田 和視	
住所	大字台道四〇六九	住所	防府市大字台道七四七八	
氏名	小川 正良	氏名	藤本 幸則	
住所	四二四六	住所	大字西浦三一八三の五	
氏名	中谷 安彦	氏名	内田 光男	
住所	四〇四七	住所	大字佐野一三八二	
氏名	伊藤 康夫	氏名	鷺崎 光良	
住所	四四三三の三	住所	大字台道四二九二	
氏名	安光 淳	氏名		
住所	山口市秋穂東四〇六七の一			
氏名	徳富 哲夫	氏名		
住所	防府市大字西浦三五八四			
氏名	大井 伸夫	氏名		
住所	大字佐野八五六の一			
氏名	鷺崎 光良	氏名		
住所	大字台道四二九二			



公告

平成二十三年度山口県職員採用短大卒業程度試験及び職員採用高校卒業程度試験の実施

平成二十三年度山口県職員採用短大卒業程度試験及び職員採用高校卒業程度試験を次のとおり実施します。

平成二十三年七月五日

山口県人事委員会

一 試験区分、試験職種、採用予定人員及び職務の概要
試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務の概要
短大卒業程度	小・中学校栄養士	六人程度	市町立小・中学校、学校給食センター等における専門業務
高校卒業程度	事務	五人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関（県立学校を含む）における一般行政事務
	警察事務	二人程度	警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務
	土木	一人程度	知事部局（主として農林水産部及び土木建築部）、企業局等の各課及び出先機関（農林事務所、土木事務所等）における土地改良事業、土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
	電気	一人程度	知事部局（主として土木建築部）、企業局等の各課及び出先機関における電気に関する設計、保守管理等の専門業務
	小・中学校事務	十四人程度	市町立小・中学校における一般事務

二 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

試験区分	受験資格
短大卒業程度	昭和六十一年四月二日から平成四年四月一日までに生まれた者で、栄養士の免許を有するもの又は平成二十四年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みのもの

高校卒業
程度
平成二年四月二日から平成六年四月一日までに生まれた者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。))の卒業者及び平成二十四年三月三十一日までに卒業する見込みの者を除く。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者(小・中学校栄養士、電気及び小・中学校事務の試験職種にあつては、就労可能な留資格を有するものを除く。)
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時、場所等

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。
なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

- (一) 第一次試験
- 1 方法、内容等
短大卒業程度試験にあつては短期大学卒業程度の教養試験及び専門試験を、高校卒業程度試験にあつては高等学校卒業程度の教養試験及び専門試験を次の表のとおり行います。

区試験	試験名	試験職種	試験内容	試験時間
短大卒業程度	試験名	試験職種	試験内容	試験時間
小・中学校栄養士	小・中学校栄養士	公務員として必要な一般的な知識及び技能についての択一式による筆記試験	公務員として必要な一般的な知識及び技能についての択一式による筆記試験	二時間 三十分
小・中学校栄養士	小・中学校栄養士	試験職種に応じた必要な専門的な知識及び技術についての択一式による筆記試験。出題分野は、別表のとおりです。	試験職種に応じた必要な専門的な知識及び技術についての択一式による筆記試験。出題分野は、別表のとおりです。	二時間
公務員として必要な一般的な知識及び技能についての択一式による筆記試験	公務員として必要な一般的な知識及び技能についての択一式による筆記試験	公務員として必要な一般的な知識及び技能についての択一式による筆記試験	公務員として必要な一般的な知識及び技能についての択一式による筆記試験	二時間
試験職種に応じた必要な専門的な知識及び技術についての択一式による筆記試験。出題分野は、別表のとおりです。	試験職種に応じた必要な専門的な知識及び技術についての択一式による筆記試験。出題分野は、別表のとおりです。	試験職種に応じた必要な専門的な知識及び技術についての択一式による筆記試験。出題分野は、別表のとおりです。	試験職種に応じた必要な専門的な知識及び技術についての択一式による筆記試験。出題分野は、別表のとおりです。	二時間

2 日時
平成二十三年九月二十五日(日曜日)
試験室入室 午前九時三十分まで

3 場所
試験 午前十時から午後三時三十分(高校卒業程度試験のうち、事務及び小・中学校事務の試験職種にあつては、正午)まで

試験区分	試験地	会場
短大卒業程度	山口市	山口県立大学
短大卒業程度	下関市	山口県立下関西高等学校
高校卒業程度	山口市	山口県立大学
高校卒業程度	周南市	山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

- 1 方法及び内容
 - (1) 論文試験及び作文試験
短大卒業程度試験にあつては思考力、判断力、表現力等についての論文試験を、高校卒業程度試験にあつては表現力、構成力等についての作文試験を行います。
 - (2) 口述試験等
人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

- 2 日時及び場所
 - (1) 論文試験又は作文試験及び適性検査
日時 平成二十三年十月十六日(日曜日)
場所 山口市滝町一番一号
 - (2) 口述試験
日時 平成二十三年十月十七日(月曜日) から同月二十一日(金曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日
場所 山口市滝町一番一号
山口県庁
- 詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

1 短大卒業程度

教養試験 五〇点

専門試験 五〇点

2 高校卒業程度

教養試験 五〇点

専門試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験及び作文試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の七割五分未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験及び作文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合は、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十三年十月四日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十三年十一月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちか

ら各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十四年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、短大卒業程度試験の合格者にあつては月額十六万五千五百四円、高校卒業程度試験の合格者にあつては月額十四万二千九百八十二円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十三年七月五日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇―))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「短大・高校卒業程度等受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十三年七月五日(火曜日)から同年八月二十六日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。なお、郵送の場合は、平成二十三年八月二十六日までの消印のあるものに限りま

す。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十三年七月五日(火曜日)午前九時から同年八月十九日(金曜日)午後五時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三―九三三―四四七四)に問い合わせてください。

別表

業 高 短 区 程 校 大 試 度 卒 卒 分 度 度 度 験	電 土 校 小・中 気 木 栄 栄 養 養 中 士 士 学	測 数 公 公 量 学 衆 衆 量 生 衛 衛 学 生 生 生 工 工 工 工 学 学 学 学	出 題 分 野
電 子 回 路 子 回 路 電 子 情 報 技 術 電 子 計 測 制 御	電 子 回 路 子 回 路 電 子 情 報 技 術 電 子 計 測 制 御	測 量 学 測 量 学 測 量 学 測 量 学	出 題 分 野
電 子 回 路 子 回 路 電 子 情 報 技 術 電 子 計 測 制 御	電 子 回 路 子 回 路 電 子 情 報 技 術 電 子 計 測 制 御	測 量 学 測 量 学 測 量 学 測 量 学	出 題 分 野
電 子 回 路 子 回 路 電 子 情 報 技 術 電 子 計 測 制 御	電 子 回 路 子 回 路 電 子 情 報 技 術 電 子 計 測 制 御	測 量 学 測 量 学 測 量 学 測 量 学	出 題 分 野

公 告

平成二十三年度山口県警察官（男性）採用（A）試験（第二回）の実施
 平成二十三年度山口県警察官（男性）採用（A）試験（第二回）を次のとおり実施します。

平成二十三年七月五日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

区 分	採 用 予 定 人 員
一 般	二 十 五 人 程 度
武 道 指 導	二 人 程 度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

（一）次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

区 分	受 験 資 格
一 般	昭和五十三年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く）以下「大学等」という。）の卒業者又は平成二十四年三月三十一日までに卒業する見込みの者

昭和五十三年四月二日以降に生まれた男性で、大学等の卒業者又は平成二十四年三月三十一日までに卒業する見込みの者。ただし、次の資格要件のいずれかを併せ有する者に限ります。

1 柔道の段位が二段以上の者で、財団法人全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が行う競技会又はこれに相当すると認められる競技会において優秀な成績を上げたもの

2 剣道の段位が三段以上の者で、財団法人全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が行う競技会又はこれに相当すると認められる競技会において優秀な成績を上げたもの

（二） 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部である論文試験は、日程等の都合により、第一次試験の受験者全員について行いません。

（一） 第一次試験

- 1 方法及び内容
警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。
- 2 日時
平成二十三年九月十八日（日曜日）
試験室入室 午前九時三十分まで
試験 午前十時から午後二時三十分まで
- 3 場所
山口市桜畠三丁目一番一号
山口県立大学

（二） 第二次試験

- 1 方法及び内容
（1） 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

なお、この試験は、第一次試験の当日行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論(武道指導にあつては、個別面接)による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一六〇センチメートル以上であること。

体重 四七キログラム以上であること。

胸囲 七八センチメートル以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

2 日時及び場所

(1) 適性検査

日時 平成二十三年十月二十九日(土曜日)

場所 山口市小郡下郷三五〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験及び体力検査

日時 平成二十三年十一月七日(月曜日)から同月十四日(月曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十三年九月三十日(金曜日)に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十三年十一月下旬に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けよとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十四年四月一日に行われます。

採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所配置されます。

(三) 給与は、原則として月額十九万八千八百四十二円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十三年七月五日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-一八五〇二))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(男性)(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十三年七月五日(火曜日)から同年八月二十六日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十三年八月二十六日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十三年七月五日(火曜日)午前九時から同年八月十九日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三-九三三-四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三-九三三-〇一〇内線二六二三)に問い合わせてください。

公 告

平成二十三年度山口県警察官(男性)採用(B)試験の実施

平成二十三年度山口県警察官(男性)採用(B)試験を次のとおり実施します。

平成二十三年七月五日

山口県人事委員会

一 募集都府県名及び採用予定人員

都府県名	採用予定人員
山口県	三十三人程度
東京都 京都府 大阪府 兵庫県	それぞれ二人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

都府県名	受 験 資 格
山口県	昭和五十三年四月二日から平成六年四月一日までに生まれた者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。)
東京都	昭和五十六年九月二十日から平成六年四月一日までに生まれた者(大学等の卒業者又は平成二十四年三月三十一日までに卒業する見込みの者を除く。)
京都府	昭和五十六年四月二日から平成六年四月一日までに生まれた者(大学等の卒業者又は平成二十四年三月三十一日までに卒業する見込みの者を除く。)
兵庫県	昭和五十二年四月二日から平成六年四月一日までに生まれた者(大学等の卒業者又は平成二十四年三月三十一日までに卒業する見込みの者を除く。)

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者

2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。
 なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部である作文試験は日程等の都合により、第一次試験の当日第一次試験の受験者全員について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十三年九月十八日(日曜日)
 試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後二時まで

3 場所

下関市 下関市立大学

山口市 山口大学

周南市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

山口県の合格者については、次のとおり実施します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、当該都府県から文書で通知されます。

1 方法及び内容

(1) 作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

なお、この試験は、第一次試験の当日行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一六〇センチメートル以上であること。

体重 四七キログラム以上であること。

胸囲 七八センチメートル以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

2 日時及び場所

(1) 適性検査

日時 平成二十三年十月二十九日(土曜日)
 場所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験及び体力検査

日時 平成二十三年十月三十一日(月曜日)から同年十一月七日(月曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点
 体力検査 六〇点
 六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。
 (二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

山口県の合格者については、平成二十三年九月三十日(金曜日)に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十三年十二月上旬までに当該都府県から文書で通知されます。

(二) 最終合格者

山口県の合格者については、平成二十三年十一月下旬に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

おつて、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十四年二月中旬までに当該都府県から文書で通知されます。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行つので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で山口県以外の都府県を志望するものにあつては当該都府県の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に記載され、このうちから各都府県の任命権者(警視總監又は警察本部長)が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十四年四月一日に行われます。採用者は、巡査に任命され、各都府県の警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として月額十六万六千六百九十八円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十三年七月五日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(男性)(B)受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

1 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書してください。

2 受験申込書には志望都府県名を第二志望まで記入できます。

志望できる都府県は、山口県、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県等の五都府県です。ただし、山口県を第二志望とすることはできません。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十三年七月五日(火曜日)から同年八月二十六日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十三年八月二十六日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十三年七月五日(火曜日)午前九時から同年八月十九日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三―九三三―四四

七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三〇二一〇内線二六二三)に問い合わせてください。

公 告

平成二十三年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第二回)の実施

平成二十三年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第二回)を次のとおり実施します。

平成二十三年七月五日

山口県人事委員会

- 一 採用予定人員
五人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十三年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)(の卒業者又は平成二十四年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部で

ある論文試験は、日程等の都合により、第一次試験の受験者全員について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十三年九月十八日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後二時三十分まで

3 場所

山口市桜島三丁目二番一号

山口県立大学

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

なお、この試験は、第一次試験の当日行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

- 身長 一五三センチメートル以上であること。
- 体重 四三キログラム以上であること。
- 視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。
- 色覚 職務の遂行に支障がないこと。
- 聴力 正常であること。
- その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

2 日時及び場所

(1) 適性検査

日 時 平成二十三年十月二十九日(土曜日)

場 所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験及び体力検査

日 時 平成二十三年十一月七日(月曜日)から同月十四日(月曜日)まで

の間で山口県人事委員会が指定する日

場 所 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

五 配点

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

- (一) 第一次試験
教養試験 五〇点

- (二) 第二次試験
論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

- (一) 第一次試験合格者

平成二十三年九月三十日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口市警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

- (二) 最終合格者

平成二十三年十一月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口市警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知

します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けよとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十四年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として月額十九万八千八百四十二円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

- (一) 受験申込書の請求

平成二十三年七月五日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(女性)(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

- (二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

- (三) 受付の期間及び時間

平成二十三年七月五日(火曜日)から同年八月二十六日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十三年八月二十六日までの消印のあるものに限ります。

す。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

- 1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。
- 2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十三年七月五日(火曜日)午前九時から同年八月十九日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三―九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三―九三三―〇一―〇内線二六二三)に問い合わせてください。

公 告

平成二十三年度山口県警察官(女性)採用(B)試験の実施

平成二十三年度山口県警察官(女性)採用(B)試験を次のとおり実施します。

平成二十三年七月五日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

六人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

- (一) 昭和五十三年四月二日から平成六年四月一日までに生まれた女性が受験できません。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は大学等に在籍している者は、受験できません。
- (二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - 1 日本の国籍を有しない者
 - 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが

なくなるまでの者

- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部である作文試験は、日程等の都合により、第一次試験の当日第一次試験の受験者全員について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十三年九月十八日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後二時まで

3 場所

下関市 下関市立大学

山口市 山口大学

周南市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

なお、この試験は、第一次試験の当日行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一五三センチメートル以上であること。

体重 四三キログラム以上であること。
視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。
聴力 正常であること。
その他 職務の遂行に支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行に必要な体力を有するかどうかについて検査します。

2 日時及び場所

(1) 適性検査

日時 平成二十三年十月二十九日(土曜日)

場所 山口市小郡下郷三五〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験及び体力検査

日時 平成二十三年十月三十一日(月曜日)から同年十一月七日(月曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市仁保下郷一四五九番地
山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となりま

す。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十三年九月三十日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十三年十一月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。
なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十四年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として月額十六万六千六百九十八円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十三年七月五日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号)郵便番号七五三―八五〇―に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(女性)(B)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十三年七月五日（火曜日）から同年八月二十六日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十三年八月二十六日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十三年七月五日（火曜日）午前九時から同年八月十九日（金曜日）午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局（電話〇八三―九三三―四四七四）又は山口県警察本部警務部警務課（電話〇八三―九三三―〇一〇内線二六二）に問い合わせてください。

平成二十三年七月五日印刷
發行

發行
行人所

山口
山口
山口
知事
事